

通風用ダクトに使用される鋼と同等の材料の解釈に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

通風用ダクトに使用される鋼と同等の材料の解釈に関する事項

改正理由

SOLAS 条約 II-2 章第 9.7.1.1 規則においては、通風用ダクトは鋼又は同等の材料のものとする旨規定されている。当該同等の材料については同条約 II-2 章第 3.43 規則及び 3.47 規則において、火災試験方法コード（FTP コード）に従った標準火災試験により鋼と同等の構造及び保全性を有すると認められた不燃性材料である旨定義されている。

しかしながら、FTP コードにおいては、「A」級仕切り、「B」級仕切り等については判定基準が具体的に規定されているが、同等の材料に対する判定基準は具体的に規定されていない。このため、IACS は、通風用ダクトに使用される鋼と同等の材料に対する具体的な判定基準を規定する IACS 統一解釈 SC264 を 2013 年 12 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC264 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

FTP コード附属書 1、第 3 部に規定される「B」級仕切りに対する試験要件に従った 30 分間の標準火災試験において、無負荷の構造のものに対する判定基準に合格した不燃性材料で造られたダクトを、鋼と同等の材料の通風用ダクトとみなす旨規定した。